ＮＥＸＣＯ東日本　個別施設計画
（道路施設）

令和８年１１月

東日本高速道路株式会社

ＮＥＸＣＯ東日本　個別施設計画

１．道路施設の現状と課題

１）橋梁

東日本高速道路株式会社（以下、「ＮＥＸＣＯ東日本」という。）が管理する橋梁は令和８年３月３１日現在８，７８０橋であり、建設後の平均経過年数は約３８年、また、建設後５０年を越える橋梁数の割合は、現在の約１６％が、１０年後には約４９％、２０年後には約７２％となり、高齢化が急速に進んでいる。

近年、経年劣化とともに、車両の大型化並びに大型車交通量の増加や、凍結防止剤の使用量の増加など、厳しい環境条件下で、高速道路本体構造物の劣化が顕在化してきていることから、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）、ライフサイクルコストの最小化、予防保全及び性能強化の観点を考慮し、高速道路資産の機能を長期にわたって健全に保つための、大規模更新及び大規模修繕（以下、「特定更新等工事」という。）の着実な実施が必要となる。

２）トンネル

ＮＥＸＣＯ東日本が管理する供用中のトンネルは令和８年３月３１日現在５８４本であり、建設後の平均経過年数は約３０年、また、建設後５０年を越えるトンネル本数の割合は、現在の約２％が、１０年後には約２２％、２０年後には約５５％となり、高齢化が急速に進んでいる。

更に、コンクリート片の剥落などの事象が散見され、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）の必要性に迫られている。

また、近年、設計・施工基準の変遷などにより旧基準により設計・施工されたことや、地盤材料の風化・劣化などの理由から、これまで明確になっていなかったトンネル内空の変状などの新たな変状リスクが顕在化してきており、特定更新等工事の着実な実施が必要となる。

３）大型の構造物等

３－１）シェッド・大型カルバート

ＮＥＸＣＯ東日本が管理するシェッド・大型カルバートは令和８年３月３１日現在２，１４９箇所（シェッド８５箇所、大型カルバート２，０６４箇所）であり、建設後の平均経過年数は約３１年、また、建設後５０年を越えるものの割合は、現在約５％が、１０年後には約２７％、２０年後には約５０％となり、高齢化が急速に進んでいく状況である。

更に、近年、部材の剥落などの事象が散見され、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）の必要性に迫られている。

３－２）横断歩道橋

ＮＥＸＣＯ東日本が管理する横断歩道橋は令和８年３月３１日現在８橋であり、建設後の平均経過年数は約４３年、また、建設後５０年を越える横断歩道橋数の割合は、現在２５％が、１０年後には約６３％、２０年後には１００％となり、高齢化が急速に進んでいく状況である。

更に、近年、一部の横断歩道橋に腐食などの損傷が散見され、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）の必要性に迫られている。

３－３）門型標識等

ＮＥＸＣＯ東日本が管理する門型標識等は令和８年３月３１日現在１，６０３基（門型式（オーバーヘッド式）の道路標識１，１３３基、道路情報提供装置（収集装置含む）４７０基）であり、建設後の平均経過年数は約２７年、また、建設後５０年を越えるものは、現在の約４％が、１０年後には約１４％、２０年後には約４１％となり、高齢化が急速に進んでいく状況である。

更に、近年、一部の門型標識等に著しい腐食などの損傷が散見され、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）の必要性に迫られている。

２．計画期間

５年に１回の定期点検サイクルを踏まえるとともに、インフラ長寿命化計画（行動計画）の計画期間に合わせ、令和７年度までとする。なお、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新する。

３．道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

橋梁、トンネル等の点検については、保全点検要領（構造物編）に基づき、５年に１度、近接目視による点検を実施し、トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 426 号）に合わせた区分に分類している。

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

（トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 426 号））

点検・診断の結果、判定区分Ⅳの施設は緊急に措置を行い、判定区分Ⅲの施設は次回点検までに措置を行う。

判定区分Ⅱの施設は、各施設の変状要因、構造特性等各種条件を踏まえ、予防保全の観点から措置を検討・実施する。

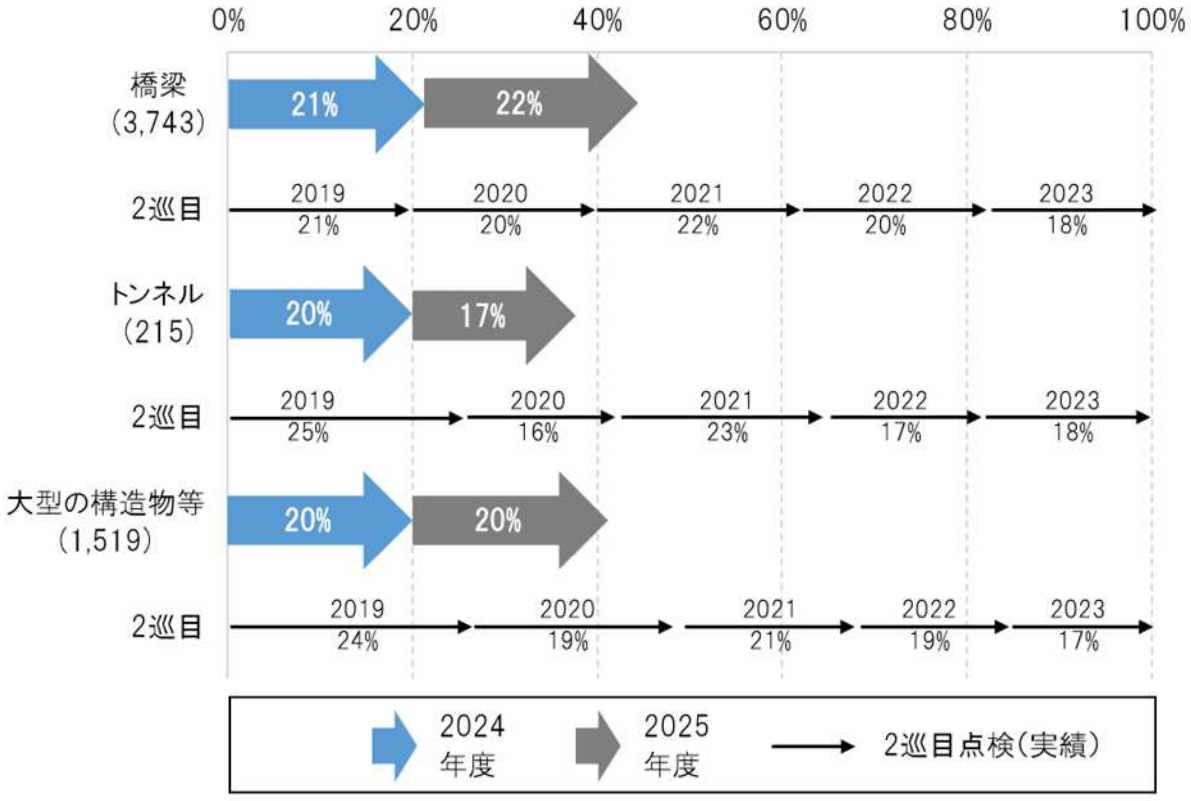
措置の実施にあたっては、各施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）を踏まえつつ、お客さまへの影響を最小化するよう優先順位を決定し、維持作業、修繕工事、特定更新等工事により合理的に行う。

４．施設の状態

４．１．３巡目（令和７年度）の点検実施状況

３巡目（令和６～７年度）の累積点検実施率は、橋梁４３％、トンネル３７％、大型の構造物等４０％となっている。

○３巡目（令和７年度時点）の点検実施率



※（　）内は令和６～７年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

	管理施設数	うち点検対象施設数※１	点検実施数	点検実施率※２
橋梁	8, 780	8, 746	3, 743	43%（40%）
トンネル	584	580	215	37%（41%）
大型の構造物等	3, 760	3, 736	1, 519	40%（43%）

※１：令和８年３月末時点の施設数のうち、供用後５年以内などを除いた施設数の合計

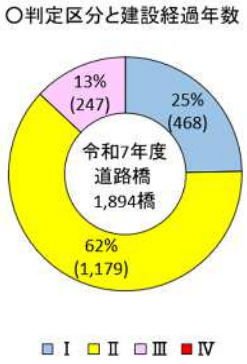
※２：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（　）内は、２巡目（令和２年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度ごとの合計値とは一致しない場合がある。

４．２．令和７年度の点検結果

令和７年度に実施した点検の結果は以下のとおり。

１）橋梁

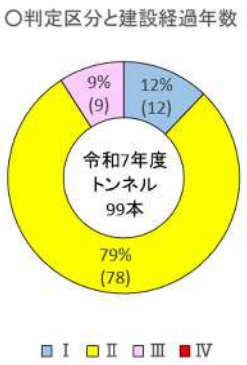
ＮＥＸＣＯ東日本で管理する橋梁８，７８０橋のうち、令和７年度は、１，８９４橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ：４６８橋、Ⅱ：１，１７９橋、Ⅲ：２４７橋、Ⅳ：０橋となっている。

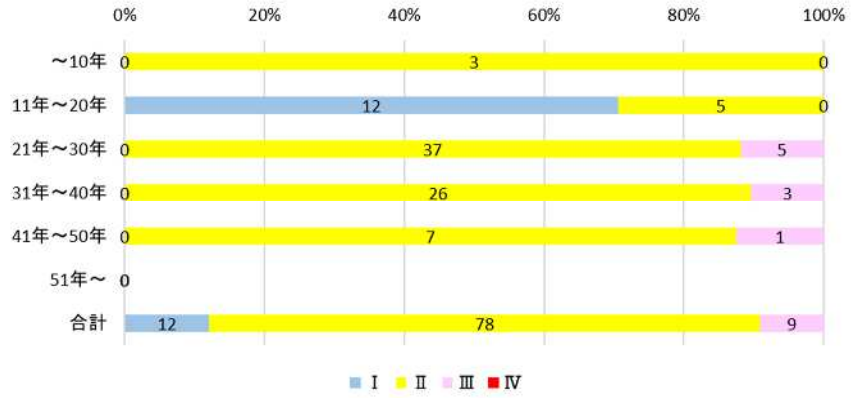




２）トンネル

ＮＥＸＣＯ東日本で管理するトンネル５８４本のうち、令和７年度は、９９本について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ：１２本、Ⅱ：７８本、Ⅲ：９本、Ⅳ：０本となっている。

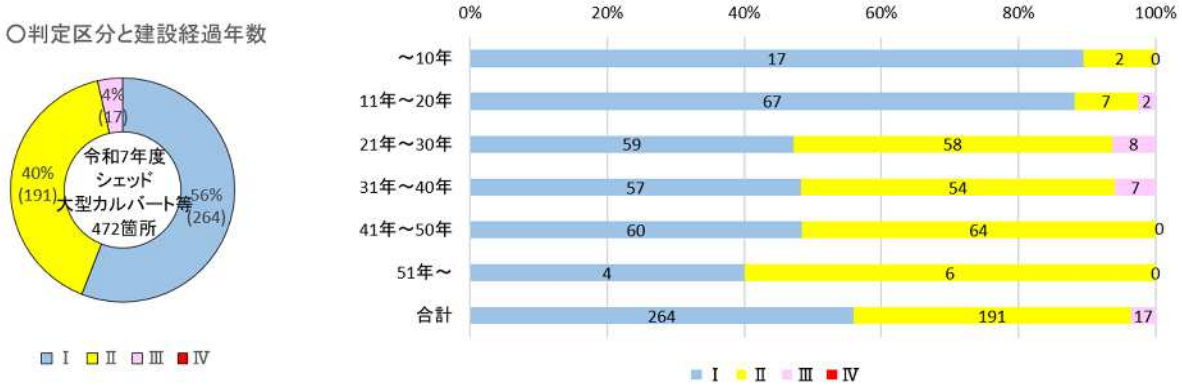




３）大型の構造物等

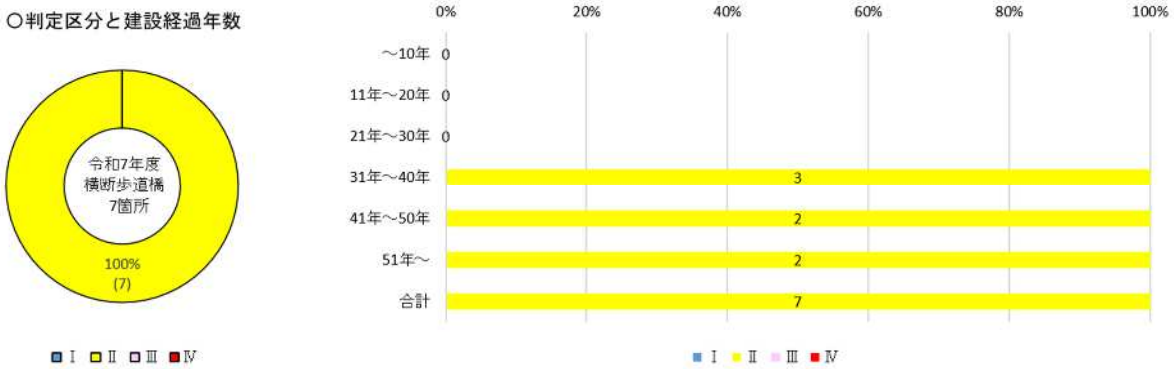
３－１）大型の構造物等　（シェッド、大型カルバート等）

ＮＥＸＣＯ東日本が管理するシェッド・大型カルバート等２，１４９箇所のうち、令和７年度は、４７２箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ：２６４箇所、Ⅱ：１９１箇所、Ⅲ：１７箇所、Ⅳ：０箇所となっている。



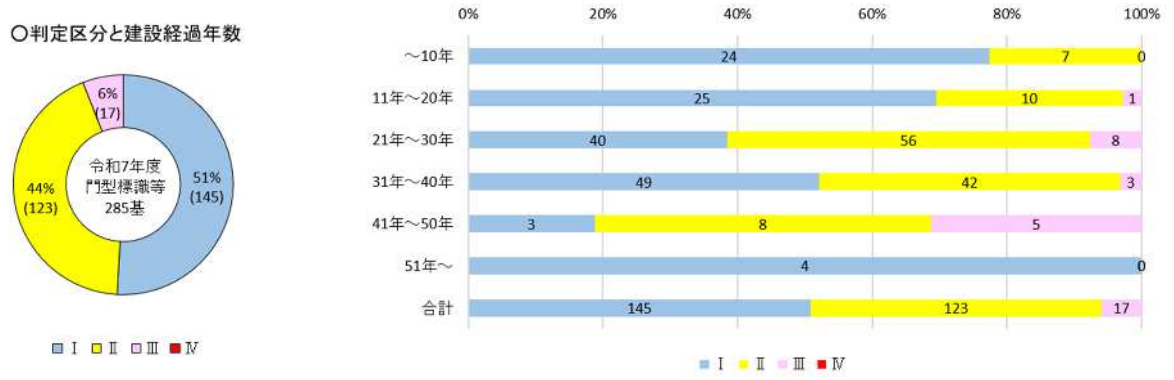
３－２）横断歩道橋

ＮＥＸＣＯ東日本が管理する横断歩道橋８橋のうち、令和７年度は７箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ：０箇所、Ⅱ：７箇所、Ⅲ：０箇所、Ⅳ：０箇所となっている。



３－３）門型標識等

ＮＥＸＣＯ東日本が管理する門型標識等１，６０３基のうち、令和７年度は、２８５基について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ：１４５基、Ⅱ：１２３基、Ⅲ：１７基、Ⅳ：０基となっている。



４．３．３巡目（令和７年度）の点検結果

３巡目（令和７年度）に点検を実施した施設の判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 25%、Ⅱ 62%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 12%、Ⅱ 79%、Ⅲ 9%、Ⅳ 0%、大型の構造物等：Ⅰ 54%、Ⅱ 42%、Ⅲ 4%、Ⅳ 0%となっている。

○橋梁・トンネル・大型の構造物等の判定区分の割合



※（ ）内は令和７年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

	点検実施数	判定区分（上段：実数、下段：割合）			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
橋梁	1,894	468	1,179	247	0
		25%	62%	13%	0%
トンネル	99	12	78	9	0
		12%	79%	9%	0%
大型の構造物等	764	409	321	34	0
		54%	42%	4%	0%

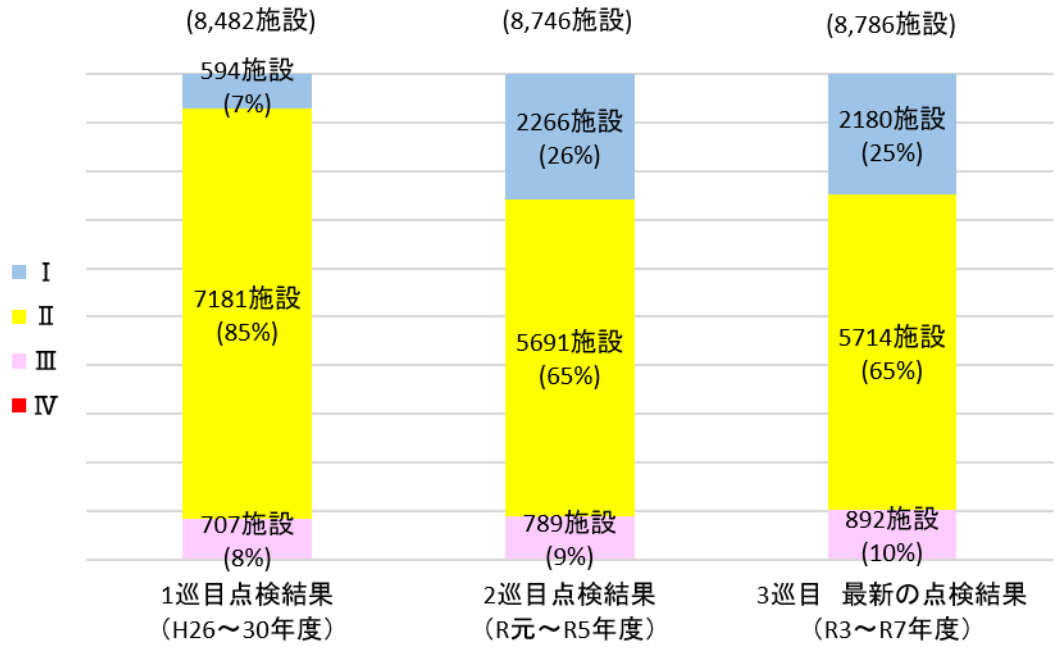
４．４．過年度の点検（平成２６年度～令和７年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合

１）橋梁

１巡目の点検（平成２６年度～３０年度）における判定区分の割合は、Ⅰ　7%、Ⅱ　85%、Ⅲ　8%、Ⅳ　0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲの橋梁は 707 橋であった。

１巡目点検終了時点と比較すると令和７年度末時点における直近５年間の判定区分の割合はⅠ　25%、Ⅱ　65%、Ⅲ　10%、Ⅳ　0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲの橋梁は 892 橋であった。

○橋梁の判定区分の遷移状況



※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

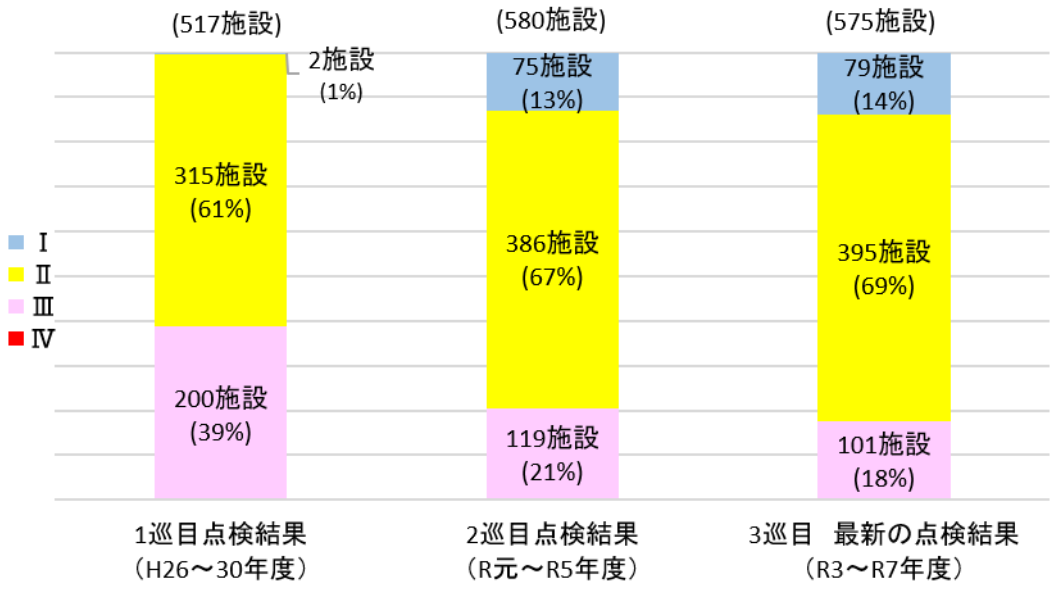
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

２）トンネル

１巡目の点検（平成２６年度～３０年度）における判定区分の割合は、Ⅰ　1%、Ⅱ　61%、Ⅲ　39%、Ⅳ　0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲのトンネルは 200 本であった。

１巡目点検終了時点と比較すると令和７年度末時点における直近５年間判定区分の割合は　Ⅰ　14%、Ⅱ　69%、Ⅲ　18%、Ⅳ　0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲのトンネルは 101 本であった。

○トンネルの判定区分の遷移状況



※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

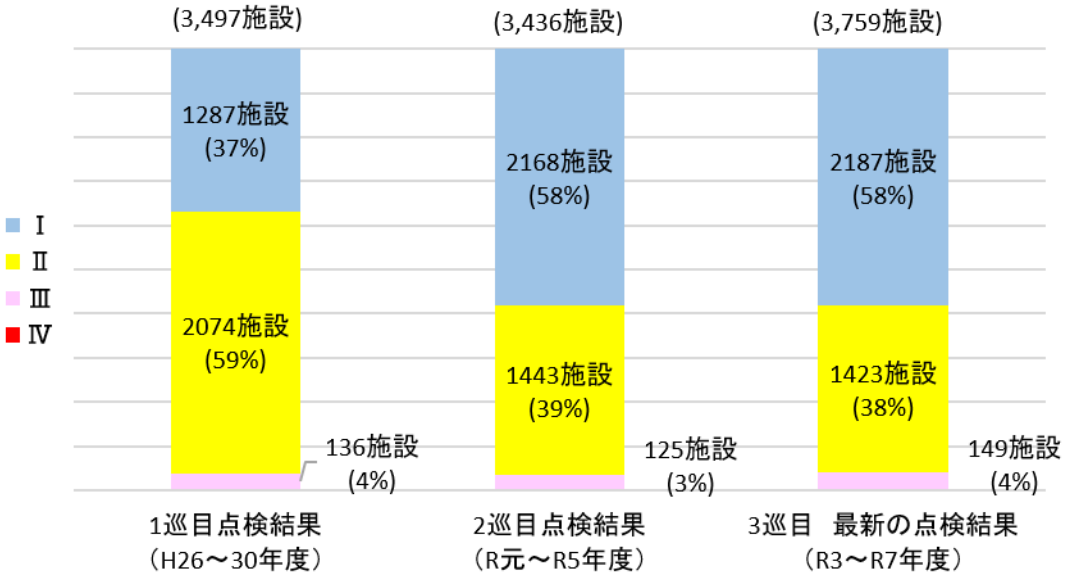
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

３）大型の構造物等

１巡目の点検（平成２６年度～３０年度）における判定区分の割合は、Ⅰ　37%、Ⅱ　59%、Ⅲ　4%、Ⅳ　0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲの大型の構造物等は 136 施設であった。

１巡目点検終了時点と比較すると令和７年度末時点における直近５年間判定区分の割合は　Ⅰ　58%、Ⅱ　38%、Ⅲ　4%、Ⅳ　0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲの大型の構造物等は 149 施設であった。

○大型の構造物等の判定区分の遷移状況



※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

４．５．判定区分Ⅲ・Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

１）橋梁

１巡目（平成２６年度～３０年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された橋梁について、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は１００％、措置の完了率は７４％となっている。

２巡目（令和元年度～５年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された橋梁について、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は８１％、措置の完了率は３８％となっている。

○橋梁の修繕等措置の実施状況

点検年度	措置が必要な施設数A	措置に着手済の施設数B(B/A)	措置完了済の施設数C(C/A)
1巡目（平成26～30年度）	707	707（100%）	525（74%）
2巡目（令和元～5年度）	789	641（81%）	306（38%）
3巡目（令和6～7年度）	481	238（49%）	13（2%）

※１：１巡目点検における判定区分Ⅲ又はⅣの橋梁数。（ただし判定区分Ⅳは無い）

※２：措置に着手済とは、設計に着手した橋梁数。

※３：措置完了済とは、修繕・更新等を完了した橋梁数。

２）トンネル

１巡目（平成２６年度～３０年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断されたトンネルについて、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は１００％、措置の完了率は８７％となっている。

２巡目（令和元年度～５年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断されたトンネルについて、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は７４％、措置の完了率は５８％となっている。

○トンネルの修繕等措置の実施状況

点検年度	措置が必要な施設数A	措置に着手済の施設数B(B/A)	措置完了済の施設数C(C/A)
1巡目（平成26～30年度）	200	200（100%）	175（87%）
2巡目（令和元～5年度）	119	89（74%）	70（58%）
3巡目（令和6～7年度）	26	20（76%）	2（7%）

※１：１巡目点検における判定区分Ⅲ又はⅣのトンネル数。（ただし判定区分Ⅳは無い）

※２：措置に着手済とは、設計に着手したトンネル数。

※３：措置完了済とは、修繕・更新等を完了したトンネル数。

３）大型の構造物等

１巡目（平成２６年度～３０年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された大型構造物等について、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は１００％、措置の完了率は９３％となっている。

２巡目（令和元年度～５年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された大型構造物等について、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は８６％、措置の完了率は７１％となっている。

○大型の構造物等の修繕等措置の実施状況

点検年度	措置が必要な施設数A	措置に着手済の施設数B(B/A)	措置完了済の施設数C(C/A)
1巡目（平成26～30年度）	136	136（100%）	127（93%）
2巡目（令和元～5年度）	125	108（86%）	89（71%）
3巡目（令和6～7年度）	72	29（40%）	11（15%）

※１：１巡目点検における判定区分Ⅲ又はⅣの大型の構造物等数。（ただし判定区分Ⅳは無い）

※２：措置に着手済とは、設計に着手した大型の構造物等数。

※３：措置完了済とは、修繕・更新等を完了した大型の構造物等数。

５．点検の計画

令和７年度までの点検は、令和５年度までに省令に基づく２巡目の点検を完了し、令和６年度から３巡目の点検を行う計画としている。

構造物名	単位	インフラ長寿命化計画[第1次]		インフラ長寿命化計画[第2次]					
		省令点検2巡目					省令点検3巡目		
		R1年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績	R5年度実績	R6年度実績	R7年度実績	R8年度計画
橋梁	橋	1,735	1,779	1,896	1,730	1,606	1,849	1,894	1,833
トンネル	本	146	95	136	97	106	116	99	113
シェッド	基	2	27	13	19	22	5	28	14
大型カルバート	基	457	423	434	455	293	426	444	419
横断歩道橋	橋	0	5	3	0	0	0	7	1
門型標識等	基	434	266	345	234	305	324	285	432
合計	施設	2,774	2,595	2,827	2,535	2,332	2,720	2,757	2,812

６．修繕等措置の計画

判定区分Ⅲの施設は次回点検までに修繕等の措置を行う。このため、点検２巡目で確認された判定区分Ⅲの施設は令和１０年度までに、令和７年度までに確認された判定区分Ⅲの施設は令和１２年度までに全て措置を行う計画としている。

点検年度	構造物	単位	健全度Ⅲ以上の構造物数	補修実績数※						補修計画数※				
				R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
R2	橋梁	橋	156	4	16	12	23	8	93					
	トンネル	箇所	17	1	3	10	1	0	2					
	シェッド	基	7	0	0	0	0	0	7					
	大型カルバート	基	14	0	6	1	1	0	6					
	歩道橋	基	0	0	0	0	0	0	0					
	門型標識	基	9	0	3	3	1	1	1					
R3	橋梁	橋	158		3	16	15	11	14	99				
	トンネル	箇所	32		8	7	5	3	0	9				
	シェッド	基	4		0	1	0	0	0	3				
	大型カルバート	基	2		0	1	0	0	0	1				
	歩道橋	基	0		0	0	0	0	0	0				
	門型標識	基	20		1	14	2	1	1	1				
R4	橋梁	橋	130			6	16	5	7	24	72			
	トンネル	箇所	25			2	2	2	2	0	17			
	シェッド	基	0			0	0	0	0	0	0			
	大型カルバート	基	1			0	1	0	0	0	0			
	歩道橋	基	0			0	0	0	0	0	0			
	門型標識	基	15			0	4	2	4	3	2			
R5	橋梁	橋	152				4	16	20	13	10	89		
	トンネル	箇所	26				1	4	3	0	2	16		
	シェッド	基	3				0	0	1	0	0	2		
	大型カルバート	基	3				1	0	0	0	1	1		
	歩道橋	基	0				0	0	0	0	0	0		
	門型標識	基	37				2	10	15	2	1	7		
R6	橋梁	橋	234					3	10	25	16	40	140	
	トンネル	箇所	17					1	1	2	0	0	13	
	シェッド	基	0					0	0	0	0	0	0	
	大型カルバート	基	1					0	0	0	0	0	1	
	歩道橋	基	0					0	0	0	0	0	0	
	門型標識	基	37					2	8	12	2	1	12	
R7	橋梁	橋	247						0	18	23	21	59	126
	トンネル	箇所	9						0	3	0	3	0	3
	シェッド	基	10						0	0	0	0	0	10
	大型カルバート	基	7						0	4	2	0	0	1
	歩道橋	基	0						0	0	0	0	0	0
	門型標識	基	17						1	6	6	0	0	4

※措置としての監視含む

７．コスト縮減・新技術の活用

計画期間に行う点検・診断、修繕・更新等は、コスト縮減や新技術の積極的な活用を踏まえた計画とする。具体的な取り組みは以下のとおり。

１）点検・診断

・無人航空機（ＵＡＶ）
・高解像度カメラ
・赤外線カメラ
・トンネル覆工画像撮影　等

２）修繕・更新等

・防護柵切替車両（ロードジッパー）の活用
・全断面掘削によるトンネルインバート設置
・橋梁レベリング層用グースアスファルト（防水層）の施工　等
・

８．対策の費用

高速道路事業は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）との協定に基づき、維持管理・更新等に係る事業を実施しており、現在の技術や仕組みによる維持管理状況が概ね継続する場合を前提として、令和５３年度（２０７１年度）までの維持管理費、修繕費及び令和１１年度（２０２９年度）までの先行特定更新等工事費、令和２０年度（２０３８年度）までの後行特定更新等工事費が定められている。

機構との協定に基づく事業費

	維持管理費	修繕費等
現　　在（2026 年度）	１，４３８億円	６，４８９億円
１０年後（2036 年度）	８９５億円	５７４億円
１５年後（2041 年度）	８９５億円	４１８億円
２０年後（2046 年度）	８９４億円	４０８億円

※修繕費等には、先行特定更新等工事、後行特定更新等工事を含む（税抜額）

９．個別施設の計画

個別施設の点検計画及び修繕計画は別添のとおり。